

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村名	古殿町
所属	健康福祉課 介護保険係

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R3年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
古殿町	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと生活を送れるよう、日頃からの健康管理や趣味活動、社会参加を推進し要支援・要介護状態になることを予防することが重要。	地域ケア会議の推進	自立支援型地域ケア会議の開催 〈開催回数〉 ・R3…3回 ・R4…3回 ・R5…3回	・自立支援型地域ケア会議の開催回数 2回 ・計画では、年3回であったが、3回目の開催直前で、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった。	○	・関係者の自立支援・重度化防止の共通認識が図られてきている。ケースのモニタリングをしっかり行い、介護支援専門員の自立に資するケアマネジメントの支援を継続的に行って行く。 ・コロナ禍の状況が続く中、いかに介護予防・重度化防止の取り組んでいくか検討が必要である。
古殿町	①自立支援・介護予防・重度化防止	要支援・要介護状態になっても個々の状況に応じた健康づくり・自立支援を推進し、重度化防止に取り組んでいく。	総合事業の推進	総合事業の利用 〈訪問介護相当サービス〉 R3…8人、R4…9人、R5…10人 〈通所介護相当サービス〉 R3…28人、R4…29人、R5…30人	総合事業の利用 〈訪問介護相当サービス〉 R3…10人 〈通所介護相当サービス〉 R3…27人	◎	・一般介護予防事業や地域包括支援センターと連携しながら情報を共有し総合事業を利用することにより、重度化防止・早期対応を図っていく。
古殿町	①自立支援・介護予防・重度化防止	人と人の繋がりを通じて、身近な交流・活動の場や健康づくりの場等の事業と連携し、保健師や栄養士、リハビリテーション専門職等が関わり、自立を支援するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できるよう高齢者の健康づくり・介護予防を推進していくことが必要である。	介護予防普及啓発	〈介護予防講話(実施回数)〉 ・R3…15回、R4…15回、R5…15回 〈介護予防パンフレット配布(配布回数)〉 ・R3…5回、R4…5回、R5…5回 〈和楽居処〉 ・(実施回数)R3…96回、R4…96回、R5…96回 ・(参加者数)R3…2,880人、R4…2,880人、R5…2,880人 〈足腰げんき教室〉 ・(実施回数)R3…15回、R4…15回、R5…15回 ・(参加者数)R3…300人、R4…300人、R5…300人	〈介護予防講話(実施回数)〉 ・R3…5回 〈介護予防パンフレット配布(配布回数)〉 ・R3…1回 〈和楽居処〉 ・(実施回数)R3…49回 ・(参加者数)R3…224人 〈足腰げんき教室〉 ・(実施回数)R3…10回 ・(参加者数)R3…106人	△	・各事業において、コロナ禍により実施回数が減ってしまった。状況を見ながら試行錯誤し、今後は優先すべき内容を絞り、内容を工夫しながらできるだけ開催できるようにする。
古殿町	①自立支援・介護予防・重度化防止	〃	地域介護予防活動	〈通いの場(実施箇所数)〉 ・R3…14箇所、R4…15箇所、R5…16箇所	〈通いの場(実施箇所数)〉 ・R3…8箇所	△	・コロナ禍のため活動自粛により、R3の活動実績がない通いの場が5箇所あった。今後は、感染予防に取り組みながら地域に出向き、コロナ禍だからこそ人と人とのつながりを通じた身近な交流・活動の場や大切さを伝えていく必要がある。
古殿町	②給付適正化	高齢化と要介護度の重度化が進んでおり、介護給付費は増加傾向にある。介護給付費の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減されることで、介護給付費の増大や介護保険料の上昇が抑制される。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知	①要介護認定の適正化 町職員が、書面の全件点検を行う。 ②ケアプラン点検 年に3回、町の担当職員と介護支援専門員が 共同でケアプラン点検を行なう。 ③住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 住宅改修や福祉用具購入費の申請時に、書面点検及び事前訪問調査を行う。 ④縦覧点検・医療情報との突合 国保連からの医療情報と介護情報の給付情報を突合し、サービスの整合性等を毎月確認する。 ⑤介護給付費通知 サービス利用者本人(または家族)に対して年3回通知を行う。	①要介護認定の適正化 要介護認定の新規・変更・更新認定に係る認定調査の内容について職員が、書面の全件点検を行った。 ②ケアプラン点検 令和3年度は、県よりケアプラン点検の指導を受け、町の担当職員と介護支援専門員が共同でケアプラン点検を2回行った。 ③住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 住宅改修や福祉用具購入費の申請時に、書面点検及び住宅改修前の事前訪問調査を行い、受給者の身体状況に応じた利用につなげた。 ④縦覧点検・医療情報との突合 国保連からの医療情報と介護情報の給付情報を突合し、サービスの整合性等の確認を行った。 ⑤介護給付費通知 受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況の通知を年3回行った。また、初回には、介護給付費通知の見方のパンフレットを同封し、適切なサービスの利用となるよう普及啓発に取り組むことができた。	◎	・R3年度は、県よりケアプラン点検の指導をいただいたことにとり、書面点検や実地面談の進め方を学ぶことができたので、今後もケアプラン点検を定期的に行い、「自立支援」に資する適切なケアプランになっているか、介護支援専門員とともに「気づき」を促していく。 ・住宅改修や福祉用具購入については、引き続き地域包括支援センターの作業療法士の協力も得ながら点検を行い、受給者の身体状況に応じた利用につなげていく。